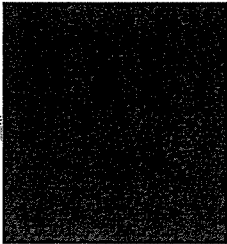


総基料第 100 号  
平成 19 年 4 月 26 日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 森下 俊三 殿

総務省総合通信基盤局長  
森 洋



第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（通知）

第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）に関する取扱いの指針である「第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について」（平成 14 年 3 月 7 日総基料第 48 号）について、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」の諮問に対する情報通信審議会答申（平成 19 年 3 月 30 日付け情審通第 34 号）（別添参照）を踏まえ、取扱いの指針を別記のとおり改定したので了知されたい。

(別 添)

「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」  
情報通信審議会答申（平成19年3月30日情審通第34号（抜粋））

## 第2章 接続料の算定方法の見直し

### 3. 接続料債務の不履行リスクの扱い

#### (2) 主な意見とこれに対する考え方

##### ア 貸倒損失の接続料原価への算入

##### (b) 考え方

現行の接続会計制度上、NTT東西において発生した貸倒損失は、全て利用部門に帰属することとされているが、利用部門が管理部門に起因して発生するリスクを負うことは、利用部門と接続事業者との間の競争中立性を確保する観点からは適当でない。

また、実態としても、近年、接続事業者が経営破綻等した場合に管理部門が接続料等を回収できなくなる事例が発生している<sup>1</sup>。

以上を踏まえれば、接続料規則を改正し、管理部門が、個別の接続事業者に係る貸倒リスクについて適切な水準の預託金の提供を求めるなど、適切なリスク管理を行う<sup>2</sup>ことを前提として、それにもかかわらず管理部門において発生する貸倒損失については、一般的な事業リスクとして、接続料原価の一部に算入することが適当である。なお、その際、当該貸倒損失に係る透明性確保の観点から、接続会計上、これが独立した項目として整理されるようにすることが適当である。

---

<sup>1</sup> 05年度における貸倒額は4.4億円。また、06年度における貸倒額（見込値）は、20.3億円（いずれもNTT東西合計）。

<sup>2</sup> 総務省において「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」が策定・公表されている（06年12月22日）。

## 第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱要領

1 趣旨

この取扱要領は、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号。以下「規則」という。）について、「電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく指定に関する件」（平成13年総務省告示第243号）に基づく東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の指定に伴う取扱上の留意事項等を定めるものである。

2 定義

## (1) 直課

規則別表第2様式第5に定める設備区分等に費用を直接に帰属させること（ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階梯・役務で共用している場合、主要設備に直課された費用を64kbps換算による回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。）をいう。

## (2) 活動基準帰属

占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により、設備区分等へ費用を帰属させること（費用が対応する設備区分等の範囲を、当該基準により可能な限り限定した後に、支出額比、固定資産価額比等を用いて設備区分等へ費用を帰属させる場合を含む。）をいう。

## (3) 配賦

費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、(1)又は(2)の方法によらず、支出額比、固定資産価額比等を直接用いて、設備区分等へ費用を帰属させることをいう。

## (4) 会計処理手順書

規則第4条第1号の規定に基づき、接続会計報告書に記載される接続会計財務諸表作成に当たっての具体的な処理手順の説明を行うために下記3の規定を踏まえて作成するものであり、①会計単位、活動区分、設備区分等の解説、②資産、費用及び収益の帰属の詳細な方法、③試験研究におけるインフラ系研究（応用・基礎）、ユーザー系研究（応用・基礎）、純粋基礎研究の明確な判別基準等を記載したものをいう。

### 3 資産並びに費用及び収益の整理の手順

規則第4条第2号及び第7条から第9条までの規定に基づく資産並びに費用及び収益の整理の手順は、次の各号による。

- (1) 設備区分ごとに資産及び費用を集計するため、加入者交換機、伝送機械設備、市外線路設備等物理的に管理可能な電気通信設備（以下「主要設備」という。）の資産区分、支援設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理（共通・管理）、電気通信役務の提供等（以下「サービス活動」という。）の活動区分のほか、建物等二以上の活動に共通的に係る資産及び費用を把握する活動支援の区分を設定し、それぞれの区分に対応する資産及び発生する費用を帰属させる。
- (2) 活動支援に整理した資産及び費用を、規則別表第2様式第5の注に定める基準により、主要設備、支援設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理、サービス活動のそれぞれの活動区分（以下「主要設備等」という。）に帰属させる。
- (3) 支援設備に整理した資産及び費用を、規則別表第2様式第5の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- (4) 試験研究に整理した資産及び費用を、規則別表第2様式第5の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- (5) 全般管理・共通に整理した資産及び費用を、規則別表第2様式第5の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- (6) 全般管理・管理に整理した資産及び費用を、規則別表第2様式第5の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- (7) (1)から(6)までに整理された主要設備のうち、その設備が二以上の設備のために用いられるものについては、管路ケーブル長比、回線数比、取得固定資産価額比等により対応する設備に帰属させる。
- (8) (1)から(7)までに主要設備に整理した資産及び費用については、回線数比等により設備区分等に帰属させる。
- (9) (1)から(6)までに整理された設備への帰属の明確な営業費・運用費については、契約回線数比等により、設備区分に帰属させる。
- (10) 収益については、別表に従って整理する。

### 4 勘定科目の整備

規則別表第1において、「(何)」と記載された項目及び規則第6条第3項の規定に基づく細区分は、別表のとおりとする。

## 5 回線の設定状況の記載

規則別表第3第4部において、階梯別・用途別回線設定の状況は、次の各号に従って毎事業年度（中継伝送路については毎事業年度2回）の回線設定実態調査を行った結果を記載する。

- (1) 端末系伝送路については、サービスに供している回線の設定状況を記載する。
- (2) 中継系伝送路については、規則別表第2様式第5に規定する伝送路の設備区分ごとに、サービスに供している回線の設定状況を記載する。

勘定科目表  
資 産

科目	款(原価部門)	項	目
1 電気通信事業 固定資産 (1)有形固定資産	指定設備管理部門	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 市内電話機械設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	光ファイバーケーブル その他の線路設備 地中設備
		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	配線架 配線盤
		主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	配線架 配線盤
		主配線盤～端末系交換設備伝送路	加入者系インタフェース装置
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	交換制御系装置 交換通路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	伝送機械設備
		端末系交換設備間伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		群タテム交換設備～端末系交換設備伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		群タテム交換設備	交換制御系装置 交換通路系装置 交換共通装置
		端末系交換設備～中継系交換設備伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	交換制御系装置 交換通路系装置 交換共通装置
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	伝送機械設備
		中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)	交換制御系装置 交換通路系装置 交換共通装置
		信号網設備	共通線信号交換装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款(原価部門)	項	目
		呼関連データベース(PHS用)	網サービス制御装置 網サービスサポート装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		番号案内データベース	案内用交換装置 エンジェルセタ設備 番号案内装置 網サービス制御装置 網サービスサポート装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		PHS接続装置	PHS接続装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		総合デジタル網加入者モジュール 専用加入者線装置モジュール	高速デジタル装置 低速専用線装置
		専用線ノード装置	高速デジタル装置 低速専用線装置
		主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	加入者系インタフェース装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用線ノード装置～相互接続点伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		公衆電話設備 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		建物	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		土地	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		構築物	
		車両及び船舶	
		機械及び装置	
		工具、器具及び備品	
		休止設備	
		建設仮勘定	

科目	款(原価部門)	項	目
	指定設備利用部門	機械設備	
		空中線設備	
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		土地	
		構築物	
		車両及び船舶	
		機械及び装置	
		工具、器具及び備品	
		休止設備	
		建設仮勘定	
		支援設備(補助部門)	電力設備
	総合監視設備		
	試験受付設備		
	架台設備		
	全般管理(補助部門)	設備共通	
共通部門設備 管理部門設備			
(2)無形固定資産	指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	指定設備利用部門	同上	
(3)投資等	指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	指定設備利用部門	同上	
2繰延資産	指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	指定設備利用部門	同上	

(注) 項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。



費 用  
営 業 費 用

科目	款(原価部門)	項	目		
営業費	指定設備管理部門	接続管理			
		賃倒損失			
	指定設備利用部門	契約管理			
		料金収納			
		広報・広告			
		役務販売			
運用費	指定設備管理部門	番号案内 手動接続通話	番号案内データベース オペレータ案内 通話接続		
	指定設備利用部門	電報運用			
施設保全費	指定設備管理部門	端末系伝送路設備(電気信号の伝送に係るもの)保守			
		端末系伝送路設備(光信号の伝送に係るもの)保守			
		主配線盤設備(電気信号の伝送に係るもの)保守			
		主配線盤設備(光信号の伝送に係るもの)保守			
		主配線盤～端末系交換設備伝送路設備保守			
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)保守			
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)保守			
		端末系交換設備間伝送路設備保守			
		群々システム交換設備～端末系交換設備伝送路設備保守			
		群々システム交換設備保守			
		端末系交換設備～中継系交換設備伝送路設備保守			
		端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)設備保守			
		中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)保守			
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)保守			
		中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)設備保守			
		信号網設備保守			
		呼関連データベース設備保守			
		番号案内データベース設備保守			
		PHS接続装置設備保守			
		総合デジタル網加入者モジュール設備			
		専用加入者線装置モジュール設備保守			
		専用線ノード装置設備保守			
		主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路設備保守			
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路設備保守			
		専用線ノード装置～相互接続点伝送路設備保守			
		公衆電話設備保守			
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路設備保守			
		端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料			
		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料			
		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料			
		主配線盤(光信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料			
		主配線盤～端末系交換設備伝送路ソフト作成・使用料			
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料			
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料			
		端末系交換設備間伝送路ソフト作成・使用料			
		群々システム交換設備～端末系交換設備伝送路ソフト作成・使用料			
		群々システム交換設備ソフト作成・使用料			
		端末系交換設備～中継系交換設備伝送路ソフト作成・使用料			
		端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)ソフト作成・使用料			
		中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料			
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料			
		中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)ソフト作成・使用料			
		信号網設備ソフト作成・使用料			
		呼関連データベースソフト作成・使用料			
		番号案内データベースソフト作成・使用料			
		PHS接続装置ソフト作成・使用料			
		総合デジタル網加入者モジュール			
		専用加入者線装置モジュールソフト作成・使用料			
		専用線ノード装置ソフト作成・使用料			
		主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路ソフト作成・使用料			
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路ソフト作成・使用料			
		専用線ノード装置～相互接続点伝送路ソフト作成・使用料			
		公衆電話設備ソフト作成・使用料			
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路ソフト作成・使用料			
		通信設備外ソフト作成・使用料			
			指定設備利用部門	機械設備保守	
				通信衛星設備保守	
				端末設備保守	
				市内線路設備保守	
				市外線路設備保守	
				土木設備保守	
				海底線設備保守	
				通信機器保守	
				公衆網施設保守	
				法人営業施設保守	

科目	款(原価部門)	項	目
		機械設備ソフト作成・使用料 通信衛星設備ソフト作成・使用料 端末設備ソフト作成・使用料 市内線路設備ソフト作成・使用料 市外線路設備ソフト作成・使用料 土木設備ソフト作成・使用料 海底線設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料	
	支援設備(補助部門)	電力設備 総合監視 試験受付 設備共通	設備共通 設備企画 車両
共通費	全般管理(補助部門)	資材  研修  医療  一般共通	保管 荷役 輸配送 通信網資材 ユーザ資材 共通資材 資材共通 販売関連研修 設備関連研修 共通関連研修 研修共通  総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 サービス関連共通
管理費	全般管理(補助部門)	ネットワーク関連部門  サービス関連部門  一般管理部門	設備企画 ネットワーク企画 電波企画 相互接続   総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 国際 マルチメディア
試験研究費及び 試験研究費償却	指定設備管理部門	インフラ系応用技術  インフラ系基礎技術	アクセス ノード・システム リンク・システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
	指定設備利用部門	インフラ系応用技術  インフラ系基礎技術  ユーザ系応用技術  ユーザ系基礎技術  宅内系応用技術  純粋基礎技術	ノード・システム リンク・システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
減価償却費	指定設備管理部門	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの) 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤(光信号の伝送に係るもの) 主配線盤～端末系交換設備伝送路 端末系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備間伝送路 群ウェアム交換設備～端末系交換設備伝送路 群ウェアム交換設備 端末系交換設備～中継系交換設備伝送路 端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線) 中継系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)	

科目	款(原価部門)	項	目
		信号網設備 呼関連データベース 番号案内データベース PHS接続装置 総合デジタル網加入者モジュール 専用加入者線装置モジュール 専用線ノード装置 主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～相互接続点伝送路 公衆電話設備 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路 建物 構築物 車両及び船舶 機械及び装置 工具、器具及び備品 休止設備	
	指定設備利用部門	機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 構築物 車両及び船舶 機械及び装置 工具、器具及び備品 休止設備	
	支援設備(補助部門)	電力設備 総合監視 試験受付 架台設備 設備共通	設備共通 設備企画 車両
	全般管理(補助部門)	共通部門設備 管理部門設備	
固定資産除却費	【減価償却費に倣う】	土地 以下減価償却費と同じ	
通信設備使用料	指定設備管理部門	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの) 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤(光信号の伝送に係るもの) 主配線盤～端末系交換設備伝送路 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備間伝送路 群システム交換設備～端末系交換設備伝送路 群システム交換設備 端末系交換設備～中継系交換設備伝送路 端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線) 中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閥門交換機) 信号網設備 呼関連データベース 番号案内データベース PHS接続装置 総合デジタル網加入者モジュール 専用加入者線装置モジュール 専用線ノード装置 主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～相互接続点伝送路 公衆電話設備 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路	
	指定設備利用部門		
租税公課	指定設備管理部門	国税 地方税 道路占用料	印紙税 登録免許税 自動車重量税 地価税 不動産取得税 自動車税 固定資産税 事業所税 都市計画税

科目	款(原価部門)	項	目
	指定設備利用部門	国税	
		地方税	
		道路占用料	
振替網使用料	指定設備管理部門	県間伝送設備使用料	
	指定設備利用部門	加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	

(注) 項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

収 益

科目	款(原価部門)	項	目
受取網使用料	指定設備管理部門	PHS基地局回線	
		端末系交換機接続	
		中継系交換機接続	
		信号網接続	
		番号案内接続	
		役務区間合算料金による接続専用回線	
振替網使用料	指定設備管理部門	加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
	専用線使用料		
	指定設備利用部門	県間伝送設備使用料	
接続装置使用料収入	指定設備管理部門	PHS設備	
		中継系交換設備～相互接続点伝送路(関門交換機)	
網改造料収入	指定設備管理部門	端末系交換設備	
		中継系交換設備	
		総合デジタル網加入者モジュール	
		伝送路設備	
音声伝送、専用、データ伝送、その他の役務収入、役務外収入	指定設備利用部門	電気通信事業会計規則別表第一の電気通信事業営業収益に準拠して規定する。	

(注) 項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。